

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年十月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月九日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

葛飾吉川松伏線	路線名
三郷市戸ヶ崎字下堤外三〇八九番三地先から 同市戸ヶ崎字下堤外三〇八八番地先まで	供用開始の区間
令和二年十月九日	供用開始の期日
令和二年十月九日付け 埼玉県越谷県土整備事 務所長告示第十六号で 告示した道路予定区域 の供用開始である。	備考